

令和 3 年 3 月 9 日
総務部 経理課

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用について

1 経緯

令和 3 年 3 月から公共工事設計労務単価が、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 1. 2 %、被災三県では 0. 6 % の上昇となり、国土交通省よりその早期適用が要請された。

これにより、平成 2 4 年度労務単価と比較すると、全国平均で 5 3. 5 %、被災三県の平均では、6 9. 8 % の上昇となった。

2 新労務単価の適用等について

国土交通省による要請を踏まえ、申請により協議が整った案件について、契約変更を適用する。

(1) インフレスライド条項の適用

対象要件

ア 令和 3 年 2 月 2 8 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないもの。

イ 令和 3 年 3 月 1 日が工期内にある工事で、かつ、基準日（スライド額算出の基準とする日をいう。）以降の工期までの工事期間の残工期が原則として 2 月以上あるもの。

(2) 新労務単価運用に係る特例措置

対象要件

令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。